当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

［七～十二　略］

２　子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一・二　略］

二の二　法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　株式交付による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ　株式交付による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三　法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　略］

四　法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　略］

五　法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　略］

五の二　法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項　解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六　法第百六十六条第二項第五号チに掲げる事項　新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

［七～十二　略］

当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

［七～十二　同上］

２

［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　同上］

四　法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　同上］

五　法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　同上］

五の二　法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項　解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六　法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項　新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

［七～十二　同上］